

介護報酬の請求に係る消滅時効の考え方

(1) 事業所の請求等の消滅時効

①消滅時効期間

2年間

(平成13年9月19日付厚生労働省老健局介護保険課並びに老人保健課から都道府県介護保険主管課あて事務連絡)

なお、この期間は給付管理票の提出の有無に左右されない。

②時効の起算日

サービスを提供した日の属する月の翌々月の1日

(平成14年3月1日付厚生労働省老健局介護保険課並びに老人保健課から都道府県介護保険主管課あて事務連絡)

③時効の中断等

・査定(一部支払い)となった請求明細書

査定は請求額の一部が支払われるので、民法第147条に規定する時効の中断事由の「承認」に該当するため、査定による支払いが行われた日に消滅時効は中断する。(事業者は支払日の翌日から2年間再審査の申立てができる。)

ただし、再審査による新たな時効中断期間は発生しない。

・返戻となった明細書

返戻は民法第147条に規定する時効の中断事由に該当しない。(事業者は消滅時効期間内に再請求することができる。)

なお、介護報酬の支払請求は、民法第153条に規定する「催告」に該当するため、時効消滅期間直前の請求が返戻となった明細書は、請求から6ヶ月以内に支払いが行われるように再請求することができる。ただし、最初に請求(催告)を行った時点から6ヶ月以内に裁判上の請求を行わないと時効は成立する。

・事業者からの請求取り下げ依頼にかかる明細書

増額請求を目的とした過誤申立依頼は民法第153条に規定する「催告」に該当する。増額部分については、サービス提供月の翌々月の1日から時効が進行し、2年で時効が完成するが、時効完成直前に提出された過誤申立依頼は催告にあたるので催告後6ヶ月以内に裁判上の請求等を行わないと中断の効力を失う。

(2) 過払いの場合（不正請求の場合を含む）の返還請求の消滅時効

①消滅時効期間

公法上の債権であることから5年間

（平成13年9月19日付厚生労働省老健局介護保険課並びに老人保健課から都道府県介護保険主管課あて事務連絡）

②時効の起算日

事業者が報酬を受け取った日（国保連合会から報酬が支払われた日）の翌日から時効は進行する。

③時効の中断

保険者が事業者を支払われた介護報酬の減額を目的として再審査の申立てを国保連合会に行った場合、国保連合会が再審査を行った結果、事業者に減額の通知をした時点で催告に該当する。よって6ヶ月以内に裁判上の請求等を行うことで、時効は中断する。

また、事業者が保険者に対し過誤申立依頼をした場合は、申立依頼（承認）をした時点で時効は中断し、過誤申立依頼の翌日から5年経過した日に消滅時効が成立する。

なお、事業者が正しい請求額について、再度請求を行う場合、当該請求については、返還請求のための一連の事務的手続きの一過程に過ぎないと考えられることから、請求権の時効について考慮する必要はない。よって返還請求にかかる時効の期間内に当該請求事務は手続きを終えるべきものと考えられる。

(3) 償還払い

①消滅時効期間

2年間

②時効の起算日

代金完済した日の翌日

(4) 高額介護サービス費

①消滅時効期間

2年間

②時効の起算日

サービスを提供した日の属する月の翌月の1日

(5) 主治医意見書作成料

主治医意見書作成料請求に係る消滅時効の取扱いは、民法第170条第1号により、市町村に意見書を提出した翌日を起算日として、3年間となる。

（参考：平成16年11月18日付国保中央会介護保険部長から都道府県国保連合会事務局長あて事務連絡）

(6) 介護扶助に係る介護報酬の請求の消滅時効について

①請求権の時効について

指定介護機関の介護扶助に係る介護報酬(被保険者の場合は1割分、被保険者以外の者は10割分)の請求の消滅時効については、当該債権は指定介護機関が地方公共団体に対して有する金銭債権であることから、地方自治法第236条第1項の規定により5年となる。

なお、保険給付分(9割分)について時効が成立している介護報酬の審査支払は、国民健康保険団体連合会においては行わないため、留意すること。

また、被保護者の本人負担分が生じている場合、指定介護機関が被保護者に対して有する債権については、当該指定介護機関が国立又は地方公共団体立の場合については、国又は地方公共団体が個人に対して有する債権であるので、会計法第30条又は地方自治法第236条第1項の規定により5年であるが、民間立の指定介護機関の場合は、民法第167条第1項により10年となる。

②介護報酬に係る消滅時効の起算点について

介護扶助における介護報酬は翌月10日までに請求し、審査後その翌月末までに支払うこととなる介護保険の取扱いと同様であることから、サービスを提供した日の属する日の翌々月の1日を時効の起算点とする。